

創価大学競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員の行動規範

1. 本学は、「創価大学教員倫理綱領」「学校法人職員倫理綱領」に基づき、本行動規範を定める。本行動規範は、競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員が遵守するものとする。

2. 教員等の研究者は次の行動規範に従って行動するものとする。
 - (1) 研究従事者としての誇りを持ち、その使命を自覚する。
 - (2) 研究費の不正使用を行わない。
 - (3) 研究費の不正使用に加担しない。
 - (4) 周囲の者に対して、研究費の不正使用をさせない。
 - (5) 研究費の不正使用を黙認しない。

3. 研究費を取扱う職員等にあっては、次の行動規範に従って行動するものとする。
 - (1) 規程及び不正防止計画を理解し研究者に周知する。
 - (2) 周囲の者に対して、研究費の不正使用をさせない。
 - (3) 研究費の不正使用を黙認しない。